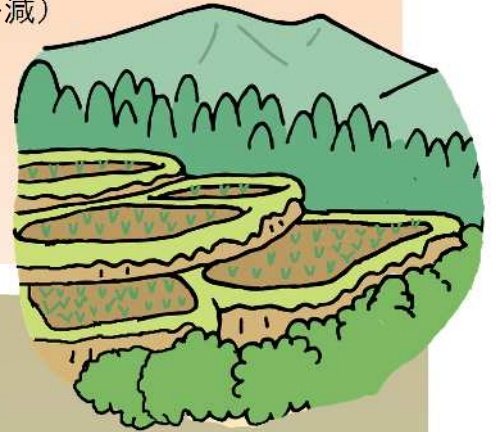


2020年度中山間地域等直接支払制度の実施状況及び

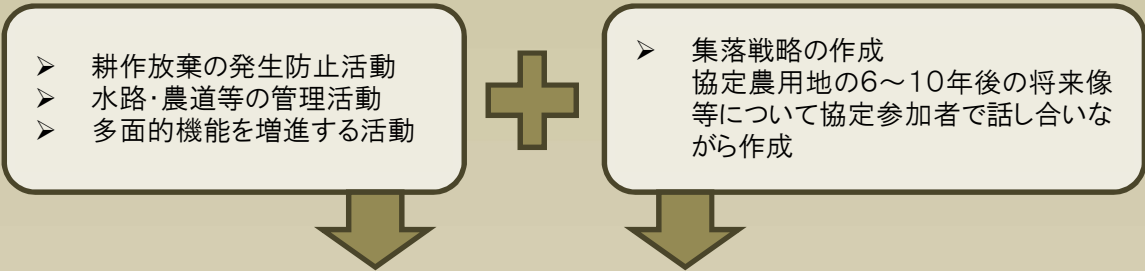
2020年度からの第5期対策の概要

- 実施市町村 6市町村：岡崎市、豊田市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村
- 実施面積 1,847ヘクタール（前年度比 213ヘクタール減）
- 締結協定数 276協定（前年度比 39協定減）
- 交付金額 2億1,589万円（前年度比 2,101万円減）



中山間地域等直接支払制度 (第5期対策・2020年度～2024年度)

- 中山間地域等直接支払制度とは、中山間地域など農業生産条件が不利な地域において、5年以上農業を続けることを約束した農業者の方々に対して、交付金を交付する制度です。
- 本事業の対象となるのは、地域振興立法5法（特定農山村法、山村振興法、過疎法、離島振興法、棚田地域振興法）の対象地域及び4法地域（特定農山村法、山村振興法、過疎振興法、離島振興法）に隣接し、農業地域類型区分が、旧市町村単位で中間農業地域に指定されている地域にある傾斜農用地等です。
- 活動の内容と地目や傾斜区分に応じて、次の単価が交付されます。



地目	区分	基礎単価	体制整備単価
水田	急傾斜	16,800円	21,000円
	緩傾斜	6,400円	8,000円
畑	急傾斜	9,200円	11,500円
	緩傾斜	2,800円	3,500円
草地	急傾斜	8,400円	10,500円
	緩傾斜	2,400円	3,000円
採草 放牧地	急傾斜	800円	1,000円
	緩傾斜	240円	300円

(交付単価は10aあたり)